

公立大学法人大阪教職員早期退職規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 34

最近改定 令和 5. 8. 29 規程 197

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 29 条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の教職員の早期退職に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員をいう。
- (2) 早期退職制度 本法人における人事の刷新及び業務能率の向上を図るため、就業規則第 28 条に規定する定年による退職の日から一定の期間前までに自らの意思により退職する制度をいう。

(対象)

第 3 条 早期退職制度の対象となる教職員は、就業規則第 28 条に定める定年に達する日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年（職員については 60 歳）から 10 年を減じた年齢以上である者とする。ただし、退職願を提出する日又は退職の日就業規則第 21 条第 1 項第 2 号の事由により休職となっている者を除く。

(退職の日)

第 4 条 早期退職制度による退職の日は、所定の退職願を提出した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

- 2 早期退職制度により早期退職を希望する教職員は、前項に定める退職の日の 3 月前までに退職願を提出しなければならない。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、早期退職に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5. 3. 31 規程 116）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5. 8. 29 規程 197）

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。